

第9期介護保険料基準額（案）について

資料 4

1 介護保険料の設定手順

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と被保険者（第1号・第2号）の保険料で負担するよう定められている。

市は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とした第9期介護保険事業計画を策定し、この計画に基づき、介護保険事業に要する費用を賄うために必要な介護保険料を設定する。

(1) 被保険者数の推計

住民基本台帳をもとに、令和6～8年度の第1号被保険者数（65歳以上）について、推計を行う。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

被保険者数に対する要支援・要介護の各介護度の認定者数（認定率）等を勘案して将来の認定率を見込み、令和6～8年度の要支援・要介護認定者数を推計する。

(3) 施設・居住系サービス量の推計

要支援・要介護認定者数の見込み、今後県から示される介護施設等の追加的需要を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。

(4) 在宅サービス等の量の推計

これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。

(5) 地域支援事業に必要な費用の推計

総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計する。

(6) 介護報酬改定及び特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う影響分を調整

介護報酬改定並びに特定入所者介護サービス費等及び高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額を推計する。

(7) 介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な上記(3)～(6)の給付額等をもとに、介護給付費準備基金取崩額等を勘案し、第9期の介護保険料を設定する。

2 介護保険料基準額（案）の算出

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料については、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業にかかる費用の見込額（介護保険料収納必要額）を基に算出する。

介護保険サービス費用総額（約129.2億円）×第1号被保険者負担率（23%）



第1号被保険者負担分相当額 約29.7億円

第1号被保険者負担分相当額から、次のとおり算出します。

第1号被保険者負担分相当額 約29.7億円



調整交付金見込額（市の現状より実際に交付される額） 約6.3億円



不足額
約5.2億円

調整交付金相当額（標準的に交付される額） 約1.1億円



介護給付費準備基金取崩額 2.5億円



予定保険料収納率 99.0%



第1号被保険者数（※補正後被保険者数） 50,044人

※被保険者を所得に応じて第1段階から第17段階に分け、各段階の負担割合を乗じて算出



第9期保険料基準額（案） 年額65,400円：月額5,458円

埼玉県内市町村の介護保険料設定状況

第6期 基準月額
(平成27年度～平成29年度)

5,514円
全国平均
4,835円
埼玉県平均

No	市町村	基準月額
1	三芳町	4,000円
2	北本市	4,048円
3	鳩山町	4,100円
4	毛呂山町	4,140円
5	和光市	4,228円

⋮

13	越谷市	4,490円
14	狭山市	4,493円
15	白岡市	4,498円



59	小鹿野町	5,580円
60	戸田市	5,600円
61	東秩父村	6,977円

第7期 基準月額
(平成30年度～令和2年度)

5,869円
全国平均
5,058円
埼玉県平均

No	市町村	基準月額
1	鳩山町	4,000円
2	杉戸町	4,261円
3	毛呂山町	4,340円
4	桶川市	4,500円
5	鶴ヶ島市	4,500円

⋮

16	志木市	4,729円
17	松伏町	4,740円
18	白岡市	4,770円



59	戸田市	5,775円
60	小鹿野町	5,990円
61	東秩父村	6,955円

第8期 基準月額
(令和3年度～令和5年度)

6,014円
全国平均
5,481円
埼玉県平均

No	市町村	基準月額
1	鳩山町	3,800円
2	鶴ヶ島市	4,500円
3	毛呂山町	4,600円
4	坂戸市	4,600円
5	杉戸町	4,639円

⋮

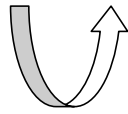
10	吉川市	4,844円
11	八潮市	4,900円
12	白岡市	4,918円



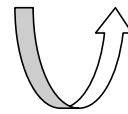
59	さいたま市	6,034円
60	戸田市	6,400円
61	東秩父村	6,923円

白岡市介護保険料基準額（月額）の比較（第1期から第9期）

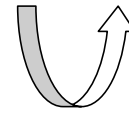
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期(案)
期間	平成12年度から 平成14年度まで	平成15年度から 平成17年度まで	平成18年度から 平成20年度まで	平成21年度から 平成23年度まで	平成24年度から 平成26年度まで	平成27年度から 平成29年度まで	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで	令和6年度から 令和8年度まで
段階数	5区分	5区分	7区分	11区分	12区分	17区分	17区分	17区分	17区分
月額 保険料	2,696円	3,156円	3,617円	2,993円	3,988円	4,498円	4,770円	4,918円	



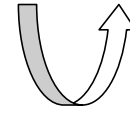
460円



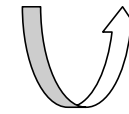
461円



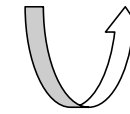
△ 624円



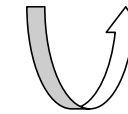
995円



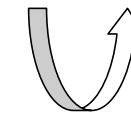
510円



272円



148円



第9期白岡市介護保険料所得段階の設定

第9期（令和6～8年度）も、第8期（令和3～令和5年度）に引き続き、17区分で設定する。なお、第1～3段階については、低所得者保険料の軽減がある（カッコ内軽減前保険料調整率及び軽減前保険料）。

案

令和5年12月時点

資料4

第8期介護保険料(17区分)

第9期介護保険料(案)

標準的な段階(13区分)

基準額	4,918円
-----	--------

5,458円

5,589円

第8期との基準比較 540円
第8期からの増加率 110.98%

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料(年額)
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	17,700円 (29,500円)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45 (0.70)	26,500円 (41,300円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70 (0.75)	44,200円 (42,900円)
第4段階	本人・世帯・課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	53,100円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	59,000円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	70,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.35	79,600円
第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.40	82,600円
第9段階		合計所得金額が210万円以上265万円未満	1.60	94,400円
第10段階		合計所得金額が265万円以上320万円未満	1.65	97,300円
第11段階		合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.75	103,200円
第12段階		合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	106,200円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	109,100円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	112,100円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	115,000円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	120,900円
第17段階	合計所得金額が600万円以上	2.15	126,800円	

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率		保険料(年額)		推計人数			
			第8期との差額	第8期との差額	R6	R7	R8	合計		
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.50)	19,600円 (32,700円)	1,704	1,718	1,729	5,151		
第2段階			0.45 (0.70)	29,400円 (45,800円)	941	949	955	2,845		
第3段階			0.70 (0.75)	45,800円 (49,100円)	698	704	709	2,111		
第4段階	本人・世帯・課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	58,900円	2,262	2,282	2,296	6,840		
第5段階			1.00	65,400円	2,388	2,409	2,424	7,221		
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	78,500円	2,316	2,336	2,351	7,003		
第7段階			1.35	88,400円	1,521	1,534	1,544	4,599		
第8段階			1.40	91,600円	881	889	894	2,664		
第9段階			1.60	104,700円	687	693	697	2,077		
第10段階			1.65	108,000円	432	436	439	1,307		
第11段階			1.75	114,600円	254	256	258	768		
第12段階			1.80	117,800円	175	176	177	528		
第13段階			1.85	121,100円	154	155	156	465		
第14段階			1.90	124,400円	110	111	112	333		
第15段階			1.95	127,700円	66	66	66	198		
第16段階			2.05	134,200円	43	43	44	130		
第17段階	2.15	140,800円	347	350	352	1,049				

所得段階	市民税課税状況	対象者 (前年の所得状況等)	保険料調整率	保険料(年額)	推計人数			
					R6	R7	R8	合計
第1段階	本人・世帯・非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30 (0.445)	20,100円 (29,800円)	1,704	1,718	1,729	5,151
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.50 (0.68)	33,500円 (45,600円)	941	949	955	2,845
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.64 (0.69)	42,900円 (46,200円)	698	704	709	2,111
第4段階	本人・世帯・課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	60,300円	2,262	2,282	2,296	6,840
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	67,000円	2,388	2,409	2,424	7,221
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	80,400円	2,316	2,336	2,351	7,003
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	87,100円	2,402	2,423	2,438	7,263
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	100,600円	1,119	1,129	1,136	3,384
第9段階		合計所得金額が320万円以上410万円未満	1.70	114,000円	465	469	472	1,406
第10段階		合計所得金額が410万円以上500万円未満	1.90	127,400円	230	231	233	694
第11段階		合計所得金額が500万円以上590万円未満	2.10	140,800円	104	105	106	315
第12段階		合計所得金額が590万円以上680万円未満	2.30	154,200円	61	61	62	184
第13段階		合計所得金額が680万円以上	2.40	160,900円	289	291	292	872

合計	14,979	15,107	15,203	45,289
補正後被保険者数	16,552	16,693	16,799	50,044

合計	14,979	15,107	15,203	45,289
補正後被保険者数	16,365	16,504	16,609	49,477